

訴 状 (要約版)

1 原告らの権利侵害について

原告らは、配偶者に子を連れ去られた(引き離された)結果、①リプロダクティブ権、②親権、③監護権の基本的人権を、それぞれ侵害された。

(1) 原告Aが、妻の暴言、大量の荷物について妻の両親に相談したところ、妻は、家庭内で原告Aと長男を近づけさせなくなった。約1年後、原告Aの妻は、原告Aの承諾を得ることなく、妻の実家に長男を連れて行き、原告Aから連れ去った(引き離した)。審判で、長男の監護者は原告Aの妻と指定された。原告Aは、長男が連れ去られて(引き離されて)から約半年間、長男に全く会うことができず、面会交流調停成立後は、月に〇回、〇時間の面会交流の時間しか長男に会えない。

(2) 原告Bの妻は、平成27年11月14日、長女(当時2歳2か月)を実家へ長女を連れて行き、原告Bから連れ去った(引き離した)。平成30年3月30日、審判では、子の監護者は原告Bの妻と指定され、面会交流は、月1回、7時間が原則とされた。原告Bは、長女が連れ去られて(引き離されて)から、原則として月1回、7時間の面会交流しか認められない。

(3) 原告Cの長女が出生後、原告Cと妻は、長女のことで夫婦喧嘩が多くなった。原告Cの妻は、平成30年3月3日に、原告Cが自宅を不在中に、原告Cの承諾を得ることなく、長女(当時3歳2か月)を妻の実家に連れて行き、原告Cから連れ去った(引き離した)。審判では、長女の監護者は原告Cの妻と指定された。同年10月に面会交流調停が成立するまで、原告Cは、長女に3回しか会うことができなかった。調停成立後は、原告Cは、月1回、7時間の面会交流時間しか長女に会えない。

(4) 原告Dの妻は、長男を出生後、原告Dにストレスをぶつけるようになり、平成29年3月、原告Dが仕事で自宅を留守中に、原告Dの承諾を得ずに、長男(当時1歳1ヶ月)を妻の実家に連れて行き、原告Dから連れ去った(引き離した)。離婚訴訟

では長男の親権者は原告Dの妻とされた。審判では「2か月に1回、1時間、第三者機関を利用する」条件で面会交流が認められたが、原告Dの妻は、全く面会交流に応じない。原告Dが、長男に会えたのは、平成30年10月が最後であり、2年半の間にわずか24時間、この1年間でたった40分であった。原告Dは、長男の状況を一切知らされず、長男の写真も送られていない。原告Dは、長男から「パパ」、「お父さん」と呼ばれたことが一度もない。長男は、原告D側の祖父母とも会えず、祖父は長男に会えないまま、亡くなった。

(5) 原告Eは、夫の不貞行為が原因で別居を決意した。引っ越し当日の平成29年3月6日、夫は、原告Eが拒否するのを無視して夫の実家に二女（当時5歳8か月）を連れ去った（引き離した）。長男（当時7歳7か月）も夫の母により連れ去られた（引き離された）。原告Eは、2人の子を連れ帰ることを拒否され、1か月後には、2人の子に全く会えなくなった。長女（当時8歳7か月）は、弟と妹に会えず、精神的に不安定となり、住んでいた家に行ったところを原告Eの夫に連れ去られた（引き離された）。

審判では、3人の子の監護者は原告Eの夫と指定された。原告Eが3人の子を連れ去られて（引き離されて）以来、試行的面会交流さえ行われず、原告Eは3人の子に一度も会うことができない。面会交流審判では、2か月に1回の手紙の送付、誕生日とクリスマスにプレゼントを贈ること及び2か月に1回の写真の送付しか認められなかった。

(6) 平成26年8月4日、原告Fと妻は、些細なことで口論となり、妻が長女を車に乗せて連れ去ろうとした。原告Fと妻は、長女を取り合ってもみ合いとなり、妻が警察に通報し、原告Fは逮捕、勾留された。原告Fの勾留中、妻は、原告Fの承諾を得ることなく、長女（当時7か月）を妻の実家に連れて行き、原告Fから連れ去った（引き離した）。

原告Fは、離婚訴訟で、妻が虚偽の主張を繰り返して原告FをDV加害者に仕立て上げたと主張して争い、裁判官もDVは認められないとの判断を示した。しかし、2

度の裁判官の交替があり、3人目の裁判官は、原告Fの妻を親権者と定めた。

原告Fは、長女を連れ去られて（引き離されて）から長女に2年2か月もの長期間、試行的面会交流を除いて会うことができず、親子関係を断絶された。この苦痛は耐え難いものであった。その後3年以上もの間、原告Fは、月1回、2時間、年間でわずか24時間の面会交流の時間しか長女に会うことができない。

- (7) 不貞行為をしていた原告Gの妻は、平成29年9月29日、原告Gが出勤で自宅を不在中に、妻の母親と計画的に長男（当時3歳8か月）を、原告Gの承諾を得ることなく宮城の妻の実家に連れて行き、兵庫の自宅に戻さず、原告Gから連れ去った（引き離した）。原告Gの妻は、長男を奪われるという理由で面会交流を拒んだ。

審判では、長男の監護者は原告Gの妻と指定された。面会交流調停の申立後、原告Gは、平成30年2月以降は、月1回2時間、指定された場所において、妻又は第三者の監視付きの条件で、ようやく長男と会えるようになった。審判では、月1回、7時間の監視付き面会交流しか認められなかった。原告Gは、面会交流のための交通費と婚姻費用の負担とで財政的に追い詰められている。

- (8) 平成28年3月10日、原告Hは妻の不貞行為と家庭の軽視を問いただそうとした際に妻の腕を強く掴んだ。これが理由で、原告Hは、警察署で事情聴取を受けた。この間に、原告Hの妻は、2人の子（当時、長男は8歳11か月、長女は4歳3か月。）を、原告Hの承諾を得ることなく、いずこかへ連れ去った（引き離した）。

平成28年12月の離婚調停において原告Hが妻の不貞行為を追及すると、妻はその後1年以上、面会交流を拒んだ。面会交流の審判では、月2回各6時間及び長期休暇に二泊三日程度の宿泊交流が認められた。面会交流を続けるうちに、原告Hの妻が長男に対し頻繁に肉体的・精神的暴力を加えていることが発覚した。長男は母が怖いので父に保護してほしいと小学校の担任に要望したが、学校側はそれを黙殺して児童相談所に連絡し、その結果、原告Hの2人の子は、児童相談所に一時保護された。

令和元年6月、一時保護が解除され、原告Hの妻のもとに2人の子が戻された。同年8月23日、原告Hの2人の子は、原告Hによる保護を希望して母親のもとを去り、

原告Hの監護下に入った。原告Hの妻が申し立てた子の監護者指定の審判が今も係属している。

- (9) 原告Iと妻は、妻の妊娠期間中に家事や家計のやり取りが原因で、夫婦不和となった。原告Iの妻は、平成28年11月27日、原告Iが当直勤務で自宅を不在中に、原告Iの承諾を得ずに、長女（当時生後2か月）を連れ去り（引き離し）、長女の居所を原告Iに教えなかった。

離婚訴訟の第1審では、原告Iの妻が親権者とされたため、原告Iは、控訴した。

面会交流審判では、月1回の長女の写真の送信、毎年3回の数十秒程度の動画の送信しか認められなかった。抗告審では、長女が4歳になってから、2か月に1回、2時間以内、第三者機関の援助を受けるとの条件でしか直接の面会交流が認められなかった。原告Iの妻が長女を連れ去って（引き離して）から現在までの約3年間、原告Iは長女と一度も会えていない。原告Iの妻は、家庭裁判所内での試行的面会交流さえも拒否し、原告Iが長女を目にすることができたのは、たったの一度、平成30年11月26日にマジックミラー越しに5分間だけであった。

- (10) 長女が出生後、原告Jと妻はともに体調が悪化し、些細なことで険悪な雰囲気になった。原告Jの妻は、療養のため長女（当時生後2か月）を連れて実家に帰省し、自宅に戻らず、長女を連れ去った（引き離した）。原告Jは、長女に会いたいと何度も妻に懇願したが、妻はこれを無視し、原告Jに離婚を求めた。

それから1年10か月が経過したが、原告Jは、一度も長女と会うことができていない。面会交流調停でも、原告Jの妻は面会交流を拒否しつづけ、長女の写真を6回しか送っていない。原告Jは、写真でしか、長女の顔を見ることができず、長女の成長を確認できない。

- (11) グアテマラ共和国国籍の原告Kの妻は、同じ国籍の男性と不貞行為をした。

平成28年5月、妻は、原告Kの承諾を得ずに、長女をいずこかへ連れ去った（引き離した）。原告Kの妻は、原告Kから暴力・脅迫を受けたという虚偽の理由で、接近禁止等の保護命令を申し立てたが、広島高等裁判所は、暴力・脅迫の事実は認められ

ないと認定し、申立てを却下した。しかし、審判では長女の監護者は妻と指定された。

連れ去り（引き離し）から約1年半後、試行的面会交流が実施されたが、長女が泣き出してしまい、約10分で中断された。これ以降、面会交流は一度も実施されていない。面会交流の審判では、手紙等のやり取りさえも認められなかった。原告Kは、約3年9か月もの長期間、父子関係を完全に遮断されている。

- (12) 原告Lの妻は、婚姻当初から、夫婦間の問題を実家によく相談していた。夫婦の問題は夫婦で解決したいと原告Lは両親との話し合いを断った。その日、原告Lが仕事に戻り、自宅を留守中に、妻と妻の両親は、原告Lの承諾を得ずに、長男（当時2歳9か月）を妻の実家に連れて行き、原告Lから連れ去った（引き離した）。

原告Lが申し立てた子の監護者指定の審判などの第1回期日において、裁判官は他の裁判所の運用を説明し、先に面会交流することを提案した。原告Lは、申立てをすべて取り下げ、面会交流調停を申し立てた。原告Lの妻は、離婚するまで面会交流させないと主張し、面会交流を拒絶した。原告Lは、長男を連れ去られて（引き離されて）から試行的面会交流までの約11か月間、長男に一度も会うことができなかった。

- (13) 原告Mの妻は、原告M名義の銀行口座から無断で預金を引き出し、妻の婚姻前からの借金を返済した。妻による過去2年間の使途不明金は250万円だった。同年10月27日、原告Mが出勤で自宅を留守中に、妻は、原告Mの承諾を得ることなく、2人の子（当時、養子は7歳10か月、長女は3歳。）をいずこかへ連れ去った（引き離した）。後に、妻が二人の子とともに、原告Mの会社の男性とその男性宅で同居していることが判明した。

審判では原告Mの妻が長女の監護者と指定された。

原告Mは、母親監視のもと決められた場所で月1回2時間しか面会交流できない。

- (14) 原告Nは〇〇国籍で、Nの夫は日本籍である。平成27年頃から、原告Nの夫は、深夜や明け方の帰宅、出張が多くなり、喫煙を始めるなど、様子が一変した。原告Nの夫は、平成29年10月、性格の不一致を理由に離婚したいと告げた。原告Nと夫は、2人の子の親権者を原告Nとすること等で合意し、平成30年2月、原告Nの夫

は、一人で家を出て、別居を始めた。

2か月後、原告Nの夫は、突如自宅に戻ってきた。夫は、親権者を原告Nとすることは認めないと言い出し、原告Nが2人の子ともと接触する時間を作らせなかった。原告Nの夫は、自宅に戻ってから約1年後、原告Nが仕事で自宅を留守中に原告Nの承諾を得ることなく、2人の子（当時、長女は14歳6か月、長男は9歳1か月。）を連れ去った（引き離した）。これを原告Nは、夫の代理人弁護士から知らされた。

原告Nの夫は、2人の子と原告Nとの面会を一切認めない。原告Nの夫が原告Nを悪く言うなど片親阻害を続けたため、原告Nは2人の子と一切連絡を取ることもできない。原告Nは、2人の子の誕生日やクリスマスにプレゼントを贈ることもできない。

- 2 リプロダクティブ権（子を産み育てるかどうかを意思決定する権利）、親権及び監護権は、憲法13条（幸福追求権、人格権）及び憲法24条1項により保障されている基本的人権である。

一方親が、他方親の同意を得ずに子を連れ去ること（引き離すこと）（以下「子の連れ去り（引き離し）」という。）は、基本的人権であるリプロダクティブ権、親権及び監護権を侵害する違法な行為である。

- 3 子の連れ去り（引き離し）は、同時に、連れ去られる子の人権（両親から共同親権、共同監護を受ける権利。さらには、子が両親と同じように触れ合いながら成長する権利。それらも親の親権及び監護権と同様に、憲法13条の幸福追求権及び人格権の一内容として保障されていると解釈されるべきである。）をも侵害する違法な行為であることを原告らは主張する。

- 4 子の連れ去り（引き離し）が、連れ去られる（引き離される）側の親と連れ去られる子の人権を侵害する違法な行為であるにも拘わらず、国会（国会議員）はその違法な行為を防ぐ立法措置を執っていない。

- (1) 子の連れ去り（引き離し）を防ぐ刑事法の規定の不存在（法の欠缺1）

刑法224条は、子の連れ去り（引き離し）については適用されない、とするのが、日本政府の立場である。

これに対し、諸外国（ドイツ、フランス、イギリス、アメリカ、カナダ等）の国内法では、子の連れ去り（引き離し）そのものを罰する刑事法の規定が設けられている。これらの国々は、国際人権条約である市民的及び政治的権利に関する国際規約（自由権規約（B規約））（以下「自由権規約（B規約）」という。）、児童の権利に関する条約、国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約（以下「ハーグ条約」という。）の批准国や署名国である。日本は、同様に3つの条約を批准しながら、子の連れ去り（引き離し）を防ぐ刑事法を規定していない。

(2) 子の連れ去り（引き離し）を防ぐ民事上の法律規定の不存在（法の欠缺2）

民法766条は、「子の監護について定める」際には「子の利益を最も優先して考慮しなければならない。」と規定している。子の連れ去り（引き離し）は、連れ去られる子の人権を侵害する行為であるにもかかわらず、子の連れ去り（引き離し）を行った者が、民法766条の適用上不利な扱いを受ける制裁規定は設けられていない。また、子の連れ去り（引き離し）を行った者が、離婚後の子の親権者の決定に際して（民法819条）不利な扱いを受ける制裁規定は設けられていない。

これに対し、フランスの法律制度では、子を勝手に連れ去った親に対する民事上の制裁がある。

(3) 子の連れ去り（引き離し）を防ぐ手続規定の不存在（法の欠缺3）

現行の民法818条3項は、「親権は、父母の婚姻中は、父母が共同して行う。」と規定する一方で、その共同して行うこととされている親権行使について、父母の意見が一致しない場合の手続規定を、何も設けていない。これは、立法の不備であると学説上指摘されている。

5 「法の欠缺1ないし3」は、憲法13条（幸福追求権、人格権）、憲法24条1項、憲法14条1項及び憲法24条2項に違反していることは明白である。

6 「法の欠缺1ないし3」を補う法の立法義務が、国会（国会議員）に認められる。

(1) ア ハーグ条約第3条では、「子の連れ去り又は留置は、次のa及びbに該当する場合には、不法とする。a 当該連れ去り又は留置の直前に当該子が常居所を有して

いた国の法令に基づいて個人、施設又は他の機関が共同又は単独で有する監護の権利を侵害していること。・・・」と規定されている。また、外務省 HP のハーグ条約関連資料の頁に掲載されている「エリザ・ペレスーヴェラ氏による解説報告書 4 6 頁 1 1 9 項によれば、「本条約によれば、子の連れ去りが不法であるかどうかは、それが子の常居所の法令により付与された監護の権利の現実の行使を侵害してなされたかどうかによるのであるから」と記載されている。つまり、ハーグ条約上「不法な連れ去り」とは、各国国内法において「不法な連れ去り」とされる行為を意味している。

ハーグ条約に基づいて日本から他の締約国に対して子の返還請求をするためには、日本の国内法において子の連れ去り（引き離し）が他方親の監護権を侵害するので不法であると規定されていることが必要である。しかし、日本では、子の連れ去り（引き離し）は、刑事法上も民事法上も不法とはされていない。そのような法改正を行わずに、日本から他の締約国へのハーグ条約に基づく子の返還請求が行うことは、ハーグ条約上「不法な連れ去り」が各国国内法において「不法な連れ去り」を意味することとの関係で、矛盾が生じる。

イ また、前出の解説報告書 2 8 頁 7 1 項では、「本条約が採用した見解においては、共同監護権を有する者の 1 人が、他方の監護権者の同意なしに子を連れ去ることも、不法とされている。」と記載されている。その理由は、共同監護者の 1 人による子の連れ去りについて、『法律上監護権を有しているから不法な連れ去りではない』との主張を許さないためである。さらには、共同監護者の 1 人による子の連れ去りにより、監護に関する終局的な決定が、その当事者のひとりが一方的にもたらした事情の変更によって影響されてしまうという事態を避けるためである。

ウ 事実上の監護権侵害が日本の国内法でも「不法」とされるためには、子の連れ去り（引き離し）は他方親権者の監護権を侵害する許されない行為である（不法である）と日本の国内法で規定されていること、さらには、子を元に戻すことが、日本の国内法上義務付けられていることが必要である。

ところが、日本の法律制度上、共同親権者の一方による子の連れ去りは、「不法」とはされていないのである。それは「適法行為」とされているのである。

よって、日本がハーグ条約を批准したこと、さらには、日本から他の批准国に対してハーグ条約上の「不法な連れ去り」に基づいて子の引き戻しを請求するために、日本の国内法において、子の連れ去り（引き離し）が他方親の監護権を侵害する行為（不法な行為）であることを明示し、それを防ぐ立法（法改正）を行う立法義務が国会（国会議員）にあることは明白である。

- (2) 児童の権利に関する条約の条約機関である子どもの権利委員会は、平成31年（2019年）2月1日付で、日本に対して、「国内法を国際的な子の奪取の民事上の側面に関するハーグ条約と調和させること」を求める勧告（子どもの権利委員会：総括所見：日本（第4～5回）31条）、さらに、「子どもの最善の利益に合致する場合には（外国籍の親も含めて）子どもの共同親権を認める目的で、離婚後の親子関係について定めた法律を改正するとともに、非同居親との個人的関係および直接の接触を維持する子どもの権利が恒常的に行使できることを確保すること。」を求める勧告を出した（同27条(b)）。

この勧告により、日本の国内法においても、子の連れ去り（引き離し）が他方親の監護権を侵害する行為であることを明示し、それを防ぐ立法義務が国会（国会議員）にあることは明白である。

- (3) 児童の権利に関する条約は、「締約国は、児童がその父母の意思に反してその父母から分離されないことを確保する。」（9条1項）、「締約国は、児童の最善の利益に反する場合を除くほか、父母の一方又は双方から分離されている児童が定期的に父母のいずれとも人的な関係及び直接の接触を維持する権利を尊重する。」（9条3項）、「締約国は、児童の養育及び発達について父母が共同の責任を有するという原則についての認識を確保するために最善の努力を払う。」（18条1項）と規定している。

子の連れ去り（引き離し）を防ぐ法律規定を設けることは、児童の権利に関する条約の批准国としての日本の義務である。

- (4) 子の連れ去り（引き離し）を防ぐ法律規定を設けることは、「この規約の締約国は、婚姻中及び婚姻の解消の際に、婚姻に係る配偶者の権利及び責任の平等を確保するため、適当な措置をとる。」（23条4項）ことを規定した自由権規約（B規約）の批准国としての日本の義務である。（同規約23条4項）
- (5) 男女共同参画社会基本法4条により、子に対する権利及び責任を両親が平等に確保するために、日本の国会（国会議員）は子の連れ去り（引き離し）を防ぐ立法（法改正）を行う立法義務を負っていることは明白である。
- (6) 日本の国内法上自力救済は原則として許されない違法な行為である（最高裁昭和40年12月7日判決）。

現在、子の連れ去り（引き離し）が日本の国内で大きな問題とされ、国際社会から非難されているのも、それが親の子に対する基本的人権を侵害する行為であると同時に、自力救済行為だからである。このような子の連れ去り（引き離し）を防止する立法（法改正）を行う立法義務を国会（国会議員）は負っている。

- (7) 子の連れ去り（引き離し）を防ぐ法律規定を設けることは、最高裁判例の立場からも求められる。

ア 一方配偶者（親）により連れ去られること（引き離されること）は、子が両親から共同親権、共同監護を受ける権利、さらには子が両親と同じように触れ合いながら成長する権利を奪われることを意味している。それは、「子が自ら選び、正せない事柄を理由に不利益を及ぼすこと」である。非嫡出子の相続分についての最高裁大法廷平成25年9月4日決定の立場からすると、子の連れ去り（引き離し）を防ぐ立法（法改正）を行うことが国会（国会議員）に課せられた義務であることは明白である。

イ 子の連れ去り（引き離し）は、明らかに離婚後の親の不都合（子を連れ去った（引き離した）配偶者（親）が他方配偶者（親）と関わりたくないという親の不都合）を防ぐための行動である。子の連れ去り（引き離し）は、「子の不利益」を生じさせる行為であり、親子法は子の福祉や子の保護のためにあるものであり、親の不都合

を防止するための制度ではない」ことを確認した女性の再婚禁止期間についての最高裁大法廷平成27年12月16日判決の立場からすると、許されない行為であることは明白である。

(8) このように、子の連れ去り（引き離し）を防ぐために、法の欠缺1ないし3を補う立法義務を国会（国会議員）が負っていることは明白である。

7 それにもかかわらず国会（国会議員）が立法措置を執らないことは、「国民に憲法上保障されている権利行使の機会を確保するために所要の立法措置を執ることが必要不可欠であり、それが明白であるにもかかわらず、国会が正当な理由なく長期にわたってこれを怠る場合」（最高裁平成17年9月14日大法廷判決）に該当する。

またそれは、「法律の規定が憲法上保障され又は保障されている権利利益を合理的な理由なく制約するものとして憲法の規定に違反するものであることが明白であるにもかかわらず、国会が正当な理由なく長期にわたってその改廃等の立法措置を怠る場合」（最高裁平成27年12月16日大法廷判決（平成25年（オ）第1079号損害賠償請求事件（女性の再婚禁止期間違憲訴訟））に該当する。

8 国会（国会議員）の立法不作為は漫然と行われた違法な行為である（以下では「本件違法行為」という。）。

9 原告らは、本件違法行為により、基本的人権としての①リプロダクティブ権、②親権及び③監護権が侵害され、多大な精神的苦痛を被った。原告らがそれぞれ被った精神的苦痛を金銭に換算すると、少なく見積もっても金10万円は下らない。

10 よって、原告らは、被告に対し、国家賠償法1条1項に基づき、損害賠償金11万円及びこれに対する本訴状送達の日翌日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金を支払うことをそれぞれ求める。